

消防用設備等、または特殊消防用設備等の点検及び報告

消防法第 17 条の 3 の 3

消防用設備点検報告とは、消火器、消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具等の消防用設備が火災時に正常に作動しないと
 尊い人命に関わることから、定期的に点検を実施し所轄消防署消防署長へ報告する制度のことです。

他にはスプリンクラー設備や誘導灯等が消防法令に基づき設置されている建物も点検と報告が必要です。

点検と報告の流れ

①現地調査とお見積り・・・お電話の上、現地建物設備を確認させていただき、お見積りさせていただきます。

②契約と点検日時の決定・・・ご契約確定後、点検日時をお客様とお打ち合わせさせていただき、日時を決定します。

③点検・・・建物に設置されている消防用設備の点検を実施します。

④報告書作成・・・点検結果報告書に点検結果を記載します。※不備事項は別途お見積りし、改修作業となります。

⑤消防署へ報告・・・作成した点検結果報告書を建物を管轄する消防署の予防課窓口へ提出します。

消防用設備の点検の種類と点検する頻度

機器点検とは 6 ヶ月に 1 回点検を実施し、総合点検とは 1 年に 1 回点検を行う必要があります。

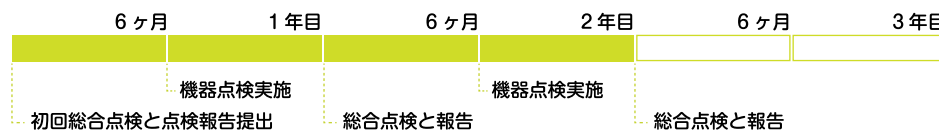
機器点検 → 外観または簡易な操作による確認をする点検。

総合点検 → 実際に消防設備を作動させ、総合的な機能確認をする点検。

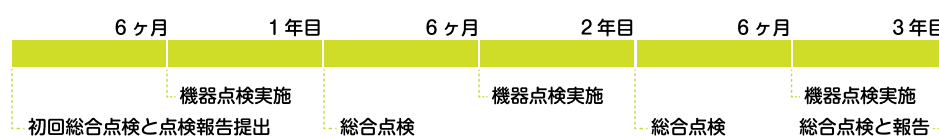
消防用設備の報告頻度

お問い合わせのお電話で、消防署に聞くと 1 年に 1 回の点検だという話を聞きますが、
 法律は用途により異なります。

■特定防火対象物とは、
 物品販売店舗・ホテル・老人ホーム・病院・飲食店などに不特定多数が出入りする建物
 ↓
 半年毎点検し、1 年目に消防署へ点検報告を繰り返し実施する建物



■非特定防火対象物とは、
 共同住宅・工場・事務所ビル・学校・倉庫などの建物
 ↓
 半年毎点検し、3 年目に消防署へ点検報告を繰り返し実施する建物



消防法施行規則第 31 条の 6

自分で点検できるの？

基本は資格を有した消防設備士または、消防点検資格者へ点検を依頼してください。
 但し次の(1)(2)該当しない建物につきましては、法律上有資格者以外の者でも点検はできますが、
 点検時の安全面から考慮して有資格者による点検を推奨しております。

- (1) 延べ面積が 1,000 m²以上の建物。
- (2) 地下または 3 階以上の階に特定用途（物品販売やホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入り）があり、且つ屋内階段が 1 ヶ所のみ建物。

お問い合わせ先



大洋理研防災株式会社

〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町 6 丁 322 番地 3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyoriken@fork.ocn.ne.jp